

高齢者肺炎球菌予防接種に関する主な変更点

〔 2025年度 ⇒ 2026年度 〕
〔 (令和7年度) (令和8年度) 〕

1 使用するワクチンを変更

2026年（令和8年）4月1日から、定期接種に使用するワクチンが23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）から20価肺炎球菌ワクチン（プレベナー）に変更します。

20価肺炎球菌ワクチンを、筋肉内に1回接種するようになります。

市で購入したワクチン（ニューモバックス23）については、2026年（令和8年）4月1日以降に余っているものは使用せず、確実に廃棄処分してください。

ワクチンの調達方法についても、市での一括購入をやめ、各医療機関で購入していただくようになります。ワクチン代は、他の高齢者定期予防接種と同様に委託料に含めて支払うようになります。

2 自己負担金を変更

ワクチン価格の上昇に伴い、自己負担金を3,000円から4,100円に変更します。

3 実施報告書の様式及び提出期限を変更

実施報告書の様式を変更します。（別紙2参照）

また、実施報告書及び予診票の提出期限を、2か月分をまとめて翌月の10日までとしたところを、毎月翌月10日までに提出に変更します。

【今後の提出期限】

接種月	提出期限	
	2025年度（旧） 2か月分を翌月10日までに提出	2026年度（新） 毎月翌月10日までに提出
4月分	2026年6月10日まで	2026年5月8日まで
5月分		2026年6月10日まで
6月分	2026年8月8日まで	2026年7月10日まで
7月分		2026年8月10日まで
8月分	2026年10月10日まで	2026年9月10日まで
9月分		2026年10月9日まで
10月分	2026年12月10日まで	2026年11月10日まで
11月分		2026年12月10日まで
12月分	2027年2月10日まで	2027年1月8日まで
1月分		2027年2月10日まで
2月分	2027年3月31日まで	2027年3月10日まで
3月分		2027年3月31日まで

4 予診票の様式の一部変更

65歳の人用と60歳～65歳未満の人用の2種類の予診票がありましたが、まとめて1枚の予診票に変更しました。

60歳以上65歳未満で一定の心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがあるに接種する場合は、医師記入欄の下にチェックを入れてください。

注意点

- ・高齢者肺炎球菌の対象者は65歳の人のみです。65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで接種可能です。年度内に65歳になる人ではない点にご注意ください。
- ・被接種者本人と予診医師が同一である場合は、予診の客観性が担保できず、本市の定期接種としての取扱いができず、任意接種扱いとなりますので、ご注意ください。
- ・高齢者肺炎球菌の対象者には、誕生月の翌月上旬に接種案内はがきを送付しています。接種券ではなく、案内はがきのため、対象年齢・接種歴を確認の上接種を行ってください。
- ・ワクチンを注文する際は、必ず卸業者に「高齢者用」と伝えて注文してください。また、乳幼児の肺炎球菌も実施している医療機関は、使用するワクチンを間違えないようご注意ください。高齢者の肺炎球菌予防接種に乳幼児の20価肺炎球菌ワクチンを使用すると、誤使用になります。